

### くらしの110番 投資・副業を勧められたら要注意!

【事例1】 マッチングアプリで知り合った女性から「儲かるサイドビジネスがある」と勧められ、セミナーに同行した。セミナーの後、ビジネススクールの受講契約とタブレットの購入契約で合計42万9千円の勧誘を受けた。お金がないと伝えると、消費者金融で借りよう強く促され、借りて支払った。その後、解約しなくなったが女性と連絡が取れない。

【事例2】 マッチングアプリで知り合った男性とメッセージアプリでやり取りしたところ、男性から「私の叔父の指示どおりに操作すれば100パーセント利益が出る」と言われ、指示どおりに投資のプラットフォームに登録し、指定された銀行口座に10万円送金した。翌日、利益とともに約12万円が自分の口座に入っていて、本当に儲かるのだと思った。その後、さまざまな名目で請求され、その都度、指定された異なる口座に合計102万円を送金したが、一向に入金がない。

マッチングアプリなどは、そのサービスを利用して婚活・結婚する人が増えるなど、真剣な出会いの場として存在感を高めていますが、詐欺的な目的を持った利用者が紛れ込んでいることもあります。

#### 【消費者へのアドバイス】

- ① マッチングアプリなどで知り合った相手の本人確認は難しく、振り込んだお金を取り戻すことは極めて困難です。意に沿わない副業や投資を勧められたらキッパリ断り、連絡を絶ちましょう。
- ② 「被害回復をします」という団体にも注意してください。不要かつ高額な依頼料などを支払うことになる恐れがあります。

困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問 八潮市消費生活センター (受付は商工観光課) ☎048-336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

### 法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

#### 「お試し」だけのはずが定期購入に

**質問** インターネット通販で、サプリメントをお試し価格(500円)で購入しました。「お試し」だけのつもりでしたが、2カ月目以降も商品が届き、送付の取り止めの連絡をしたら、高額(1万円)の請求を受け、実は定期購入であったことが発覚しました。販売サイトには小さく定期購入であることの記載がありますが、申し込みの際に定期購入契約との表示はありませんでした。料金を支払わなければならないのでしょうか。

**回答** 近年、販売サイトなどで「初回実質0円」や「1回目90パーセントオフ」など、通常価格より著しく低価格で購入できることを広告する一方で、実は定期購入が条件となっていた、というトラブルが多発していました。

このような状況を受け、特定商取引法が改正され、2022年6月1日に改正特定商取引法が施行されました。

この法律では、インターネット通販事業者に「最終確認画面」にて契約の詳しい内容を記載することが義務付けられています。つまり、顧客が「注文確定」の直前段階で、無期限の定期購入契約であること、購入する商品の分量、販売価格(購入者が負担する金額)などの契約の申し込みの内容を簡単に最終確認できるように表示しなければなりません。インターネット通販事業者が契約の申し込みの内容を表示しなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示を行った場合、これにより誤認して申し込みをした消費者は、申し込みの意思表示を取り消すことができます。

今回のケースでは、申し込みの際に定期購入契約との表示はなかったとのことですから、相談者は購入の申し込みを取り消すことができ、料金を支払わなくてよいと考えられます。

また、今後は低価格を強調する広告に飛びつかず、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認したほうがよいでしょう。契約を取り消す際の証拠として、「最終確認画面」のスクリーンショットを保存しておくことも有効です。

問 埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 松本侑樹(弁護士)

## 1月各種無料相談

☎996-2111

市外局番(048)をつけておかけください。

★1月1日(祝)～3日(水)はお休みです。

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑩を除く)。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

**① 法律相談** 問 秘書広報課 ☎0373  
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)  
☎1月18日(水) 午後1時20分～4時  
場 市民相談室  
定 8人(電話による事前予約制)  
※2日前の水曜日(祝日の場合は翌日)午前9時から電話予約

**② 不動産相談** 問 秘書広報課 ☎0373  
土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)  
☎1月22日(月) 午前9時～正午  
場 市民相談室

**③ 暮らしの相談** 問 秘書広報課 ☎0373  
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)  
☎1月10日(水) 午後1時30分～3時30分  
場 市民相談室

**④ 行政書士相談** 問 秘書広報課 ☎0373  
紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談  
☎1月15日(月) 午後1時～4時  
場 市民相談室

**⑤ 司法書士相談** 問 秘書広報課 ☎0373  
土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談  
☎1月4日(水)午前9時から電話予約  
☎1月18日(水) 午後1時～4時  
場 市民相談室  
定 6人(電話による事前予約制)

**⑥ DV相談** 問 子ども家庭支援課 ☎0246  
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)  
☎毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時  
※面談の場合は要予約  
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

**⑦ 女性相談** 問 子ども家庭支援課 ☎0246  
夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定)  
☎毎週火～木曜日 午前10時15分～午後0時30分 午後1時30分～3時45分  
場 駅前出張所内相談室  
定 4人(電話による事前予約制)

**⑧ 人権相談** 問 人権・男女共同参画課 ☎0811  
不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応)  
☎1月11日(水) 午後1時～4時  
場 市民相談室

**⑨ 心配ごと相談** 問 社会福祉協議会 ☎995-3636  
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)  
☎1月10日(水)・17日(水) 午後1時～4時  
場 身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

**⑩ 生活困窮者自立相談** 問 社会福祉課 ☎0493  
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)  
☎毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
場 社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

**⑪ こころの健康相談** 問 保健センター ☎995-3381  
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(精神科医師が対応)  
☎1月15日(月) 午後1時～2時30分  
場 保健センター  
定 2人(電話による事前予約制)

**⑫ 消費生活相談** 問 商工観光課 ☎0336  
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)  
☎毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時  
場 消費生活センター  
※受付は商工観光課

**⑬ 内職相談** 問 商工観光課 ☎0274  
内職の求人、求職のあせり、および相談(内職相談員が対応)  
☎毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分  
場 市民相談室

**⑭ 若年者就職相談** 問 ゆまにて ☎996-0123  
若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)  
☎1月17日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時  
場 ゆまにて  
定 5人(電話による事前予約制)

**⑮ 教育相談** 問 教育相談所 ☎995-0077  
児童・生徒の言動やいじめ・不登校などの教育に関する相談(専任教育相談員・臨床心理士が対応)  
☎毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時  
場 教育相談所(八條小学校西隣)

**⑯ 家庭児童相談** 問 子ども家庭支援課 ☎0472  
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)  
☎毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時  
場 家庭児童相談室

**⑰ 休日・夜間納税相談** 問 納税課 ☎0330  
市税・国民健康保険税の納付についての相談  
☎1月21日(日) 午前9時～午後4時  
毎週木曜日 午後5時15分～7時  
場 納税課

**⑱ 子育てコーディネーター** 問 子育て支援センター ☎951-0229  
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談  
☎毎週月～金曜日 午前10時～午後4時  
場 やしお子育てほっとステーション  
※1月から市役所内でも同事業を実施します。詳しくは、市HPをご覧ください

〈広告欄〉

## 高齢者の身元保証

こんなお悩みありませんか? 丁寧に説明します!

身元保証

葬儀代行

任意後見

一般社団法人あんしんの輪

☎ 048-999-6414